

電力広域機関における組織運用について

令和3年11月2日
資源エネルギー庁

御議論いただきたい内容

- 電力広域機関では、機関の中立性・公平性を確保するため、定款において、役員が退任後、電気事業者の役員等として再就職することを規制している。
- その規制の期間については、これまで議論されたことがなく、役員の退任後、無期限に規制している状況にある。
- こうした中、機関設立から一定期間経過し、役員の交代が行われる中、役員の人選の困難さが高まりつつあると同時に、役員の高齢化などの弊害の顕在化が見込まれる。
- 他方、国家公務員法やその他中立性・公平性が求められる機関の規程において、再就職の規制については一定期間を設けており、その期間は概ね、2年間に限っている。
- こうした状況変化を総合的に勘案し、電力広域機関の役員の退任後の電気事業者への再就職の規制については、2年間に限ることが適切かどうかについて御議論いただきたい。

現在の役員の退任後の再就職の規制

- 電力広域機関は、公的役割を担う組織として、業務を運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることが求められる。
- このため、定款において「役員の退任後に、電気事業を営む法人等の役員等となってはならない」こと等再就職について規制している。

○電力広域的運営推進機関 定款

(役員の兼職禁止等)

第34条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 役員は、会員との間で雇用契約を有してはならない。

3 監事は、理事長、理事、評議員又は本機関の職員を兼ねてはならない。

4 役員は、その退任後、役員若しくはこれに準ずる者又は重要な使用人（以下「役員等」という。）となろうとする法人等が電気事業を行っていないこと、又は当該法人等が営む電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与しないことの担保措置その他の措置により、本機関の中立性が確保されることについて、総会の議決を経た後でなければ、法人等の役員等となってはならない。

5 前項に掲げる事項は、総会の議決に先立ち、理事会の議決並びに評議員会の審議及び議決を経なければならない。

6 役員は、その退任後、電気事業を営む法人等において、電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与する役員等となってはならない。また、役員が、本機関への就任前に、電気事業を営む法人等の役員等であった場合には、その退任後、当該電気事業を営む法人等又はその子法人等若しくは親法人等の役員等となってはならない。

- 本規程により、以下を未然に防止し、機関の中立性・公平性を確保している。
 - ① 退任後、元役員の立場を利用し、電力広域機関の意思決定に働きかけ、役員として就任した企業への利益誘導を図ることを防止している。
 - ② 退任後、在任中において得た情報（例：電源立地計画の情報等）を元に、退任後に就職した企業への利益誘導を図ることを防止している。

複合的な対策の実施

- 機関の中立性・公平性を確保する対策については、
 - 電力広域機関の行為規制（元役員による意思決定への関与の防止）
 - 電気事業法、定款、行動規範、業務規程（退任後の元役員による情報利用の防止）においても措置が講じられている。

<電力広域機関の主な行為規制（退任後の元役員による意思決定への関与の防止）>

- 総会の議決：送配電事業者・小売電気事業者・発電事業者の3グループに同数を配分し、中立性を確保している。
- 評議員会による運営監視：評議員は会員外の者で構成し、運営に関する重要事項（予算・決算等）を審議
- 退任後も含む役員の行動規範：特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動その他の差別的な取扱いをしてはならない等の措置が整備されている。

<電気事業法、定款、行動規範、業務規程による規制（退任後の元役員の情報活用の防止）>

○電気事業法

第28条の29 推進機関の役員若しくは職員若しくは評議員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 推進機関の役員若しくは職員若しくは評議員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た情報を、推進機関の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

○定款（第30条）

● 役員及び役員であった者は、別紙に定める役員行動規範を遵守しなければならない。

[役員行動規範]第2条 役員は、業務執行上知り得た秘密情報を漏洩又は盗用してはならない。役員退任後においても同様とする。

● 第1項の行動規範に違反したときその他必要があると認めるときは、第13条から第16条までの規定を準用し、当該役員又は役員であった者に対し、必要な処分等の措置を科す。

(第13条 制裁の審議及び決定、第14条 弁明の機会、第15条 制裁の通知及び公表、第16条 異議の申立て)

役員の退任後の再就職の規制期間について

- 第8回電力システム改革小委員会制度設計WG(2014.9.18)において、一般送配電事業者の役員の再就職に関する規制については、2年間の期間が設けられた。
- 同時に電力広域機関の役員の再就職の規制について一定の期限を設ける論点が示されたが、特段の議論に至らず、現在、期間なく規制している状況にある。

第8回 制度設計ワーキンググループ（2014年9月18日）資料5-4

【参考】広域機関の役員に関する規律

12

○広域機関に関しては、法律上、原則として営利団体の役職員を兼務することを禁止しているが、それに加えて、認可基準においては、定款上、

- ①電気事業者との間で雇用契約がある者は、役員となることができない旨及び
 - ②役員は、その退任後、電気事業者等の役職員となることを認めないこととするなど、その退任後も推進機関の中立性を確保するために必要な事項
- を定めていることが求められている。

(※)広域機関においても、中立性の確保という趣旨は同様であることから、今後の行為規制の議論も踏まえ、退任後の電気事業者等の役職員への就任制限を一定期間に限る等とするのも一案ではないか。

「電気事業法の一部を改正する法律」(平成25年11月13日成立)(抜粋)

第28条の24 役員(注:理事長、理事及び監事をいう。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りではない。

電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について(抜粋)

1. 定款に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準

(4)役員に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 役員に関する次に掲げる事項

- ハ 電気事業者との間で雇用契約がある者は、役員となることができない旨及び役員は、その退任後、電気事業者等の役職員となることを認めないこととするなど、その退任後も推進機関の中立性を確保するために必要な事項

役員退任後の再就職規制を無期限に行う弊害

- 2015年より発足して6年が経過し、役員退任者が複数名発生しているが、現時点では、電力広域機関の役員退任後に規制対象となる事業者の役員等となっているケースはない。
- 他方、役員を出すことを検討する事業者からは、電力広域機関の役員を務めた後の人事配置が無期限に制限されることに対し、「電力広域機関の役員退任後に、再就職の可能性が高い人材を選出することはリスクが高すぎる」、「将来、電力関係業界において重要な職責を担い得る人材を選出することにためらいがある」との声をあげており、人選の枷となっている。
- こうした役員人選の幅を大きく狭めることは、中長期的に、電力広域機関の役員の高齢化と組織の弱体化を招くおそれがある。
- 組織の公平性・中立性を確保することは最重要課題であるが、その一方で、国家公務員法や他公的な性格を有する組織においては一定の期間に限られている状況。

<電力広域機関の役員に着任・退任状況>

	2015年				2016年				2017年				2018年				2019年				2020年				2021年				2022年			
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV
理事長	金本良嗣 (2015.4~2021.3)												大山力 (2021.4~)																			
企画	遠藤久仁 (2015.4~2019.6)												進士誉夫 (2019.7~2021.6)				土方教久 (2021.7~)															
計画	寺島一希 (2015.4~)																															
運用	内藤淳一 (2015.4~)																															
総務	佐藤悦緒 (2015.8~2019.7)								都築直史 (2019.8~2021.8)								※退任後、企画担当理事が兼任															
監事	水嶋利夫 (2015.4~2017.3)								千葉彰 (2017.4.1~)																							
	高木佳子 (2015.4~2021.6)												古城春実 (2021.7.1~)																			

(参考) 他制度や組織との比較

国家公務員法

(内閣総理大臣への届出) 第106条の24関係

①**管理職職員であつた者は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合には、あらかじめ、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。**

一 行政執行法人以外の独立行政法人 二 特殊法人 三 認可法人 四 公益社団法人又は公益財団法人

②**管理職職員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合又は営利企業の地位に就いた場合は、前条第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、速やかに、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。**

(再就職者による依頼等の規制) 第106条の4関係

退職して営利企業等に再就職した職員OBが、離職前5年間に在職した局等組織の職員に対して、再就職先に関する契約等事務について、離職後2年間、職務上の行為をする(しない)ように、要求または依頼してはならない。

日本銀行

服務に関する準則

(再就職制限)

第8条 **役員は、任期満了前、満了後を問わず、退任後2年間、日本銀行と当座預金取引を有する営利企業(以下「当座預金取引先」という。)への就職を自粛する。**

年金積立金管理運用独立行政法人法

(理事長への届出) 第十七条の二

管理運用法人役職員であつた者のうち、管理運用法人の役員又は管理若しくは監督の地位として厚生労働省令で定めるものに就いていた者(退職手当通算予定役職員であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人等の地位に就いている者を除く。)は、**離職後二年間、金融事業者の地位に就いた場合は、通則法第五十条の七第一項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、理事長にその旨を届け出なければならない。**

東日本高速道路株式会社 (NEXCO東日本)

役員、執行役員及び幹部社員(以下「役員等」という。)の再就職の自粛等

- 対象企業(競争入札による受注企業、競争入札参加企業及び競争参加有資格企業をいう。以下同じ。)に対して、在職中の再就職を目的とした一切の活動の禁止。
- 対象企業に対して、**役員は退任後1年間は再就職を自粛、退任後2年までに再就職した場合は届出**とし、執行役員及び幹部社員は退職後1年までに再就職した場合は届出。
- 対象企業が競争参加資格停止等の措置を受けた場合は、当該措置期間中及び措置期間終了後6ヶ月間は当該対象企業への再就職を自粛。

【論点】役員の退任後の再就職の規制の期間の設定について

- これまで役員の退任後の再就職の規制については、期間の定めがなく、無期限を前提に運用されている。
- また、電力広域機関の設立以降、組織の中立性・公平性を確保する仕組みを構築し、昨年の本WGにおいても適当との評価が得られており、退任後の元役員から意思決定の関与を受けるおそれがないことや、制裁処分も含め定款や行動規範等が整備され、退任後の元役員による情報利用を規制するなど、制度整備が着実に行われてきた。
- 一方、現在の再就職規制が無期限に続くと、役員の高齢化・組織の弱体化といった弊害が顕在化していくことが見込まれる状況にある。
- こうした中、国家公務員法や他法人等の規程を踏まえると、概ね2年間を規制の期間として規定している状況にある。
- こうした点を総合的に勘案し、役員の退任後の再就職の規制については、国家公務員法や他法人等の規程を踏まえ、2年間に限ることとしてはどうか。